

米子市監査委員告示第8号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年8月5日

米子市監査委員	住	田	篤	美
同	陶	山		晃
同	安	木	達	哉

1 監査の対象

学校給食課

2 監査の範囲

主として平成20年4月1日から平成21年4月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成21年6月30日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・安木達哉

5 監査の概要

学校給食課は教育委員会に所属し、組織は別図のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

(1) 学校給食の企画及び総合調整に関すること。

- (2) 学校給食の運営及び指導に関すること。
- (3) 学校給食施設の設置及び管理に関すること。

今回の監査は、当課の業務のうち、予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

なお、当課における平成20年度一般会計の歳入歳出予算執行状況(平成21年4月末日現在)は、別表のとおりであった。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 貸付金元利収入について、調定時期及び納入期限を誤っているものがあつたので、米子市会計規則(平成17年米子市規則第44号)の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

イ 行政財産使用料について、納入期限を誤っているものがあつたので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

ウ 委託契約に係る点検結果報告書について、文書收受の事務処理がなく、かつ、履行確認の事務処理がないものがあつたので、米子市文書取扱規程(平成17年米子市訓令第4号)の例により、及び米子市契約規則(平成17年米子市規則第43号)の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

(2) 公有財産の管理事務

ア 公有財産の管理について、学校給食課公有財産台帳副本と総務管財課公有財産台帳正本を照合した結果、変更事項の更正がされていないものがあつたので、整備すること。

イ 行政財産の目的外使用許可に係る使用料減免申請書について、文書收受の事務処理がないものがあつたので、米子市文書取扱規程の例に

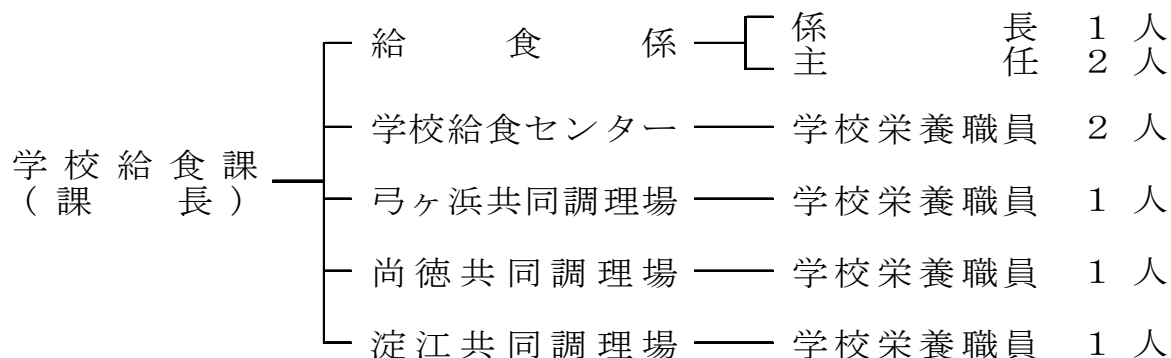
より、今後、適正に事務処理すること。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理について、備品データ一覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、符合しないものがあったので、整備すること。

イ 物品の貸付けに係る物品借受申込書について、文書収受の処理がなく、また、物品管理処理伺において、貸付決定の決裁処理がなく、会計課長に協議がなかったので、米子市文書取扱規程の例により、及び米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。

別図 組織図



※学校栄養職員は、県費職員

別表 平成20年度一般会計歳入歳出予算執行状況 (平成21年4月末日現在)

歳入 (単位:円,パーセント)

費目	A 予算現額	B 調定額	C 収入済額	B - C 収入未済額	C/A	C/B
教育使用料	645,000	898,516	898,516	0	139.3	100.0
給食会貸付金 元利収入	8,500,000	8,500,000	8,500,000	0	100.0	100.0
雑入	28,806,000	28,932,787	28,932,787	0	100.4	100.0
合計	37,951,000	38,331,303	38,331,303	0	101.0	100.0

歳出 (単位:円,パーセント)

費目	A 予算現額	B 支出負担 為額	C 支出済額	A - C 予算残額	C/A	C/B
給食施設費	395,642,000	393,121,918	393,121,918	2,520,082	99.4	100.0
合計	395,642,000	393,121,918	393,121,918	2,520,082	99.4	100.0